

## 大磯町総合教育会議要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置された大磯町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の組織、協議・調整事項及び構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## （協議・調整事項）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する町長及び教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

2 町長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

## （構成員）

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

## （総合教育会議の招集）

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

## （意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

## （総合教育会議の公開）

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 総合教育会議において、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）第6条の規定に該当する情報について審議する場合
- (2) 総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認められる場合その他公益上必要があると認められる場合

## （議事録）

第7条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するもの

とする。

2 前項の規定による公表は、前条第1項ただし書の規定により総合教育会議を公開しないこととした部分を除くものとする。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、町長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年5月13日から適用する。